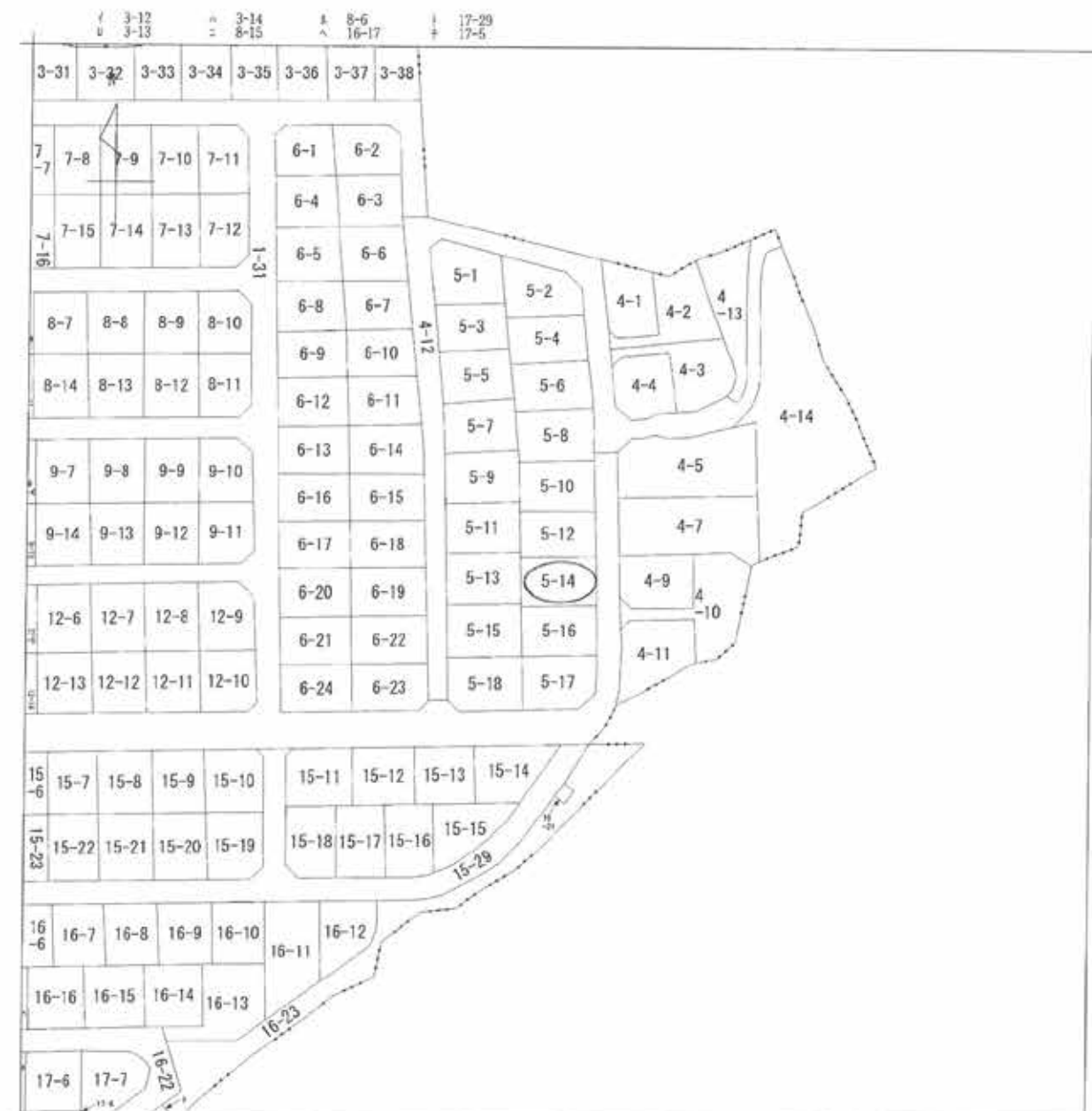


資料年月日：2024/08/02



請求部	所在	堺市美原区さつき野西一丁目			地番	5番14		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成20年12月12日			備付年月日(原図)			補記事項	

面積計算				
符号	番号	底辺	高さ	倍面積
Ⓜ	1	16.04	1.22	19.5688
	2	19.57	10.21	199.8097
	3	19.57	9.22	180.4354
	計			399.8139
	5-13	二除		199.90695
Ⓝ	1	20.72	9.72	201.3984
	2	20.72	9.24	191.4528
	3	16.99	0.57	9.6843
	計			402.5355
	5-14	二除		201.26775
ⓐ	1	16.02	0.57	9.1314
	2	19.94	10.03	199.9982
	3	19.94	9.51	189.6298
	計			398.7590
	5-15	二除		199.3795
ⓑ	1	20.70	9.72	201.2040
	2	20.70	9.72	201.2040
	計			402.4080
	5-16	二除		201.2040
		地積		201.20 m ²

符号	境界線の種類
い	コンクリート杭
ろ	コンクリート杭
は	コンクリート杭
に	コンクリート杭
ほ	コンクリート杭
へ	コンクリート杭
と	コンクリート杭
ち	コンクリート杭
り	コンクリート杭
ぬ	コンクリート杭
る	コンクリート杭

作製者

大阪市都島区都島本通3丁目2番地

豊島兼

昭和56年9月3日作製

地番

5-13, 5-14
5-15, 5-16

21940土地

地積

所測

在量

図

5/7

土地の所在

南河内郡美原町さつき野西1丁目

堺市美原区

6-26

5-11

5-12

5-13

5-14

5-15

5-16

5-18

5-19

5-17

申請人

東京都渋谷区桜丘町26番20号

東急不動産株式会社

大阪市北区梅田1丁目1番32号

支配人 澤田淳

縮尺

1/250



2025/12/12 16:05 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年6月22日	不動産番号	1221000014732
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪府南河内郡美原町さつき野西一丁目			余白	
	堺市美原町さつき野西一丁目			平成17年2月1日行政区画変更 平成17年2月8日登記	
	堺市美原区さつき野西一丁目			平成18年4月1日区制施行 平成18年4月21日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
5番14	宅地	201:26	:	5番から分筆 〔昭和56年10月31日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年6月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和57年12月2日 第17838号	原因 昭和57年10月31日売買 共有者 大阪府南河内郡美原町さつき野西一丁目5番 地の14 持分100分の82 木口屋定良 大阪府南河内郡美原町さつき野西一丁目5番 地の14 100分の18 木口屋啓子 順位2番の登記を移記
2	共有者全員持分全部移転請求権仮登 記	昭和57年12月15日 第18703号	原因 昭和57年10月31日代物弁済予約 権利者 東京都渋谷区桜丘町26番20号 東急不動産株式会社 順位3番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年6月22日
3	2番仮登記抹消	平成12年1月31日 第1751号	原因 平成12年1月5日解約
4	木口屋定良持分全部移転	令和2年6月24日 第29016号	原因 令和2年1月21日相続 共有者 大阪府堺市堺区向陵中町二丁目4番20 -601号 持分100分の82 木口屋定啓
5	共有者全員持分全部移転	令和7年1月20日 第2328号	原因 令和7年1月20日売買 所有者 和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 会社法人等番号 1700-01-0001 22

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和57年12月11日 第18450号	原因 平成57年12月11日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金700万円 利息 年5・5% 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 南河内郡美原町さつき野西一丁目5番 地の14 木口屋定良 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社近畿相互銀行) 共同担保 目録(第)2545号

			順位1番の登記を移記 共同担保 目録 ^(※) 第2545/1221号
2	条件付賃借権設定仮登記	昭和57年12月15日 第18704号	原因 昭和57年10月31日設定(条件 同年9月25日保証委託契約に基づく求償債権の債務不履行) 借賃 1月1m10円 支払期 毎月末日 存続期間 3年 特約 譲渡、転貸ができる 権利者 東京都渋谷区桜丘町26番20号 東急不動産株式会社 順位2番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	抵当権設定	昭和57年12月15日 第18705号	原因 昭和57年9月25日保証委託契約に基づく求償債権同年10月31日設定 債権額 金1,100万円 損害金 日歩5銭 債務者 南河内郡美原町さつき野西一丁目5番地の14 木口屋定良 抵当権者 東京都渋谷区桜丘町26番20号 東急不動産株式会社 共同担保 目録 ^(※) 第2586号 順位3番の登記を移記 共同担保 目録 ^(※) 第2586/1221号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年6月22日
4	1番抵当権抹消	平成9年9月25日 第26618号	原因 平成9年9月25日弁済
5	2番仮登記抹消	平成12年1月31日 第1752号	原因 平成12年1月5日解約
6	3番抵当権抹消	平成12年1月31日 第1753号	原因 平成12年1月5日主債務消滅

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。